

Ⅱ 学生生活に関する内容

① 各種手続き

授業料等

本学に在籍する院生は、所定の授業料等を納付しなければなりません。

食料産業学研究科（修士課程）

	食料産業学専攻
入学金	200,000円
授業料	800,000円
施設設備金	100,000円

- 在学中の授業料等は、経済状況の著しい変動がない限り原則として入学時の授業料等が適用されます。
- 学期の途中で復学または入学した場合は、その月から学期末までの授業料等を当月内に納付しなければなりません。
- すでに納付した授業料等は返還しません。
- 授業料等は、前期分は4月27日、後期分は10月5日（いずれも金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替にて納付いただきます。
- 上記とは別に学生個人で使用する教科書・参考書等の実費は、学生の自己負担となります。
- 休学を許可または命ぜられた場合は、休学した翌月から復学した月の前月までの授業料等の3分の2が免除されます。
- 学期の途中で退学または除籍された学生は、該当期分の授業料等を納付しなければなりません。また、停学期間中の授業料等も納付しなければなりません。
- 入学後に長期履修生に変更した場合は、変更の申請をした年度の翌年度から長期履修生としての授業料等が適用されます。
- 長期履修生があらかじめ認められた在学期間を短縮して課程を修了する場合、長期履修期間中の授業料等の残高を清算しなければなりません。